

家庭から出る粗大ごみの出し方について

**自転車やストーブ等の粗大ごみは粗大ごみ処理券（ステッカー）
貼らないと、ごみステーションには出せません！**

平成30年4月より有料による粗大ごみ収集制度が始まりました。

この制度の開始により、粗大ごみを処分するにはこの制度を利用して、町指定のごみ収集委託業者から購入する「粗大ごみ処理券（ステッカー）」を粗大ごみに貼り付けて、ごみステーションまたは自宅敷地内のどちらかへ、ごみ収集委託業者の指定する日時に出すか、今までどおりごみ処理場へ直接搬入するかのどちらかのみとなります。※詳しくは、里庄町家庭ごみの出し方ガイドブックP13～19参照

よって、「粗大ごみ処理券（ステッカー）」の貼られていない粗大ごみは、
ごみステーションに出しても収集されませんのでご注意ください。

なお、粗大ごみをごみ処理場へ直接搬入する場合は、従前のとおり処理手数料はかかりません。

【お願い】

有料による粗大ごみ収集制度では、ステッカーを貼った粗大ごみを出す場所として、ごみステーションまたは自宅敷地内のどちらかとしています。が、一部の分館では、
ごみステーションに粗大ごみを出すことを禁止している分館もあります。

各分館での取り決めを確認していただくようお願いします。

【問い合わせ先】 里庄町町民課
Tel : 0865-64-3112